

地方公共団体における外部監査制度に関する調査の結果（H23）

1 調査対象

1, 789団体（平成24年3月31日時点）

団体区分	対象団体数
都道府県	47団体
指定都市	19団体
中核市	41団体
市町村（指定都市及び中核市以外）	1,659団体
特別区	23団体
合計	1,789団体

2 調査時点

平成25年8月1日（調査対象期間：平成23年4月1日～平成24年3月31日）

3 調査結果

（1）包括外部監査契約

① 条例の制定状況（表1-1）及び包括外部監査を導入した理由（表1-2）

都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）は地方自治法（昭和22年法律第67号）上、包括外部監査契約を締結することを義務付けられており、その数は平成23年度末において107団体である。

また、指定都市及び中核市以外の市区町村は平成23年度末において1,682団体であるが、このうち包括外部監査契約に基づく監査（以下「包括外部監査」という。）に関する条例を制定している市区町村（以下「包括外部監査条例制定市区町村」という。）は、埼玉県所沢市、東京都港区、江東区、大田区、世田谷区、荒川区、八王子市及び町田市、岐阜県瑞穂市、大阪府枚方市及び八尾市並びに島根県出雲市の12団体である。

以上により、平成23年度末において全国で包括外部監査契約を締結することとされている団体（以下「包括外部監査対象団体」という。）は119団体であり、前年度から2団体減少した。

ほぼすべての都道府県等において、財政援助団体等※を包括外部監査の対象とする条例を制定しているが、福島県郡山市及び広島県福山市においては、「公有地信託に係る受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの」については包括外部監査の対象から除外している。また、すべての包括外部監査条例制定市区町村が、財政援助団体等に対する監査についても対象とする条例を制定している。

包括外部監査条例制定市区町村において包括外部監査を導入した理由としては、主に、監査機能の専門性・独立性を高めること、監査機能を充実・強化すること、行政の透明性・信頼性を高めること等が挙げられている。

※ 財政援助団体等とは法第252条の37で定める次のもの。

当該包括外部監査対象団体が財政的援助を与えているもの、一定以上出資しているもの、借入金の元金若しくは利子の支払を保証しているもの、受益権を有する不動産の信託の受託者、公の施設の管理を行わせているもの。

② 包括外部監査契約の締結状況（表2）

包括外部監査対象団体（119団体）のうち、109団体が、契約期間を十分に確保するために平成23年4月1日を「契約の期間の始期」としている。

③ 包括外部監査人の資格等（表3）

都道府県等のうち96団体（89.7%）が公認会計士と包括外部監査契約を締結した。6団体（5.6%）が弁護士と、5団体（4.7%）が税理士と包括外部監査契約を締結し、実務精通者と契約を締結した団体はなかった。なお、41団体（38.3%）が前年度と同一の者と契約を締結し、そのうち16団体（15.0%）が3年連続同一の者と契約を締結した。

また、包括外部監査条例制定市区町村のうち9団体（81.8%）が公認会計士と、1団体（9.1%）が弁護士と、1団体（9.1%）が税理士と包括外部監査契約を締結した。なお、3団体（27.3%）が前年度と同一の者と契約を締結し、そのうち1団体（9.1%）が3年連続同一の者と契約した。

（単位：団体）

団体区分		弁護士	公認会計士	実務精通者	税理士
都道府県等	平成22年度	7 (6.6%)	92 (86.8%)	0 (0.0%)	7 (6.6%)
	平成23年度	6 (5.6%)	96 (89.7%)	0 (0.0%)	5 (4.7%)
条例制定団体等	平成22年度	1 (7.1%)	11 (78.6%)	0 (0.0%)	2 (14.3%)
	平成23年度	1 (9.1%)	9 (81.8%)	0 (0.0%)	1 (9.1%)
合計	平成22年度	8 (6.7%)	103 (85.8%)	0 (0.0%)	9 (7.5%)
	平成23年度	7 (5.9%)	105 (89.0%)	0 (0.0%)	6 (5.1%)

※ 括弧内の計数は各年度における構成比である。

④ 包括外部監査人補助者の資格等（表4）

都道府県等の包括外部監査人が活用した補助者の総数は709人であり、その内訳は弁護士が42人、公認会計士が486人、税理士が37人及び公認会計士試験

合格者や公認会計士事務所の職員などそれ以外の者が144人である。包括外部監査人一人あたりの平均補助者数は6.6人であり、前年度より0.1人増加した。

また、包括外部監査条例制定市区町村の包括外部監査人が活用した補助者の総数は59人であり、その内訳は弁護士が4人、公認会計士が40人、税理士が9人、それ以外の者が6人である。包括外部監査人一人あたりの平均補助者数は5.4人であり、前年度より0.8人増加した。

⑤ 包括外部監査人等の執務日数（表5）

都道府県等の包括外部監査人の平均執務日数は、49.1日であり、前年度より1.9日減少した。なお、補助者一人あたりの平均執務日数は、23.0日であり、前年度より0.3日減少した。

また、包括外部監査条例制定市区町村の包括外部監査人の平均執務日数は、38.5日であり、前年度より5.8日増加した。なお、補助者一人あたりの平均執務日数は、23.0日であり、前年度より4.3日増加した。

⑥ 監査に要する費用（表6）

包括外部監査対象団体が、包括外部監査人に支払った監査に要する費用の額の分布状況は、以下の表のとおりである。

前年度同様、1,500万円未満の団体が最も多く、昨年度よりも6団体増加している。また、118団体のうち、112団体（94.9%）において、契約額が2,000万未満となっている。支払額の平均は、前年度より約14万円減少した。

（単位：団体）

団体区分	1,500万円未満	1,500万円以上 2,000万円未満	2,000万円以上 2,500万円未満	2,500万円以上	平均
都道府県	28	16	2	1	1,444万円
指定都市	3	12	4	0	1,740万円
中核市	30	11	0	0	1,342万円
上記以外の 市区町村	10	1	0	0	948万円
合計	71	40	6	1	1,410万円

⑦ 監査のテーマ（表7-1、表7-2）

都道府県等において、包括外部監査人により選定されたテーマのうち主なものとして、予算執行等に関するもの（155団体（うち補助金に関するものは33団体、委託料に関するものは43団体、特別会計に関するものは18団体））、公の施設に関するもの（35団体）、その他公有財産に関するもの（38団体）、物品に関するもの（31団体）、債権に関するもの（25団体）、財政援助団体等に関する

もの（37団体（うち公社に関するものは11団体））が挙げられる。

一方、包括外部監査条例制定市区町村においては、予算執行等に関するもの（15団体（うち補助金に関するものは4団体、委託料に関するものは4団体））、公の施設に関するもの（3団体）が挙げられる。

※団体数についてはいずれも延べ数である。

⑧ 議会からの説明の要求又は意見の陳述の事例（表8）

包括外部監査対象団体のうち、地方自治法第252条の34に基づき議会から説明の要求又は意見の陳述が行われたのは、都道府県等においては、東京都、埼玉県川越市、千葉県船橋市及び兵庫県西宮市の4団体、また、包括外部監査条例制定市区町村においては、東京都江東区及び町田市の2団体である。

⑨ 監査の結果に関する報告及び意見に対する地方公共団体の評価（表9）

包括外部監査人から提出された監査の結果に関する報告及び意見に対する包括外部監査対象団体の評価は、おおむね外部の専門家からの視点又は第三者的な立場での視点による提言で、有意義あるいは適正かつ効率的な行政運営に資するという趣旨のものであったが、一方、「事務手続について、効率的・効果的な運用に向けた提案はなかった」等の評価も見受けられた。

⑩ 監査の結果に関する報告等に基づき措置を講じた場合の効果（表10）

平成23年度の監査の結果に関する報告等に基づき措置を講じたことにより、多くの団体において、補助金支出事務における事務の適正化、公有財産の適正な管理、財政的援助団体や出資法人等の運営の効率化・適正化、さらにこれらの適正化を通じた経費の削減や収入の増加などの効果があったとされている。

(2) 個別外部監査契約

① 条例の制定状況等（表 1 1）

すべての都道府県等が、個別外部監査契約に基づく監査（以下「個別外部監査」という。）について、地方自治法上個別外部監査によることができることとされているすべての事項※1を対象とした条例を制定している。

指定都市及び中核市以外の市区町村については、個別外部監査を実施する体制を整えるために条例を制定している78団体のうち、そのほとんどがすべての事項を個別外部監査の対象としている。※2

平成23年度において新たに個別外部監査を導入した団体は、奈良県上牧町、島根県出雲市及び香川県まんのう町である。

また、条例を制定した理由としては、主に、監査に対する住民の信頼の向上、行政運営の公正の確保・透明性の向上、監査の専門性・独立性の確保による監査機能の充実・強化、住民の権利の拡充等が挙げられている。

※1 事務監査請求（法252の39）、議会からの監査請求（法252の40）、長からの監査要求（法252の41）、長からの財政援助団体等の監査要求（法252の42）、住民監査請求（法252の43）

※2 北海道江差町及び山梨県南アルプス市は長からの監査の要求及び財政援助団体等の監査の要求を、島根県川本町及び美郷町は住民監査請求のみを対象としている。

② 個別外部監査契約の締結状況（表 1 2）

指定都市及び中核市以外の市区町村のうち平成23年度に個別外部監査契約を締結した団体は、新潟県粟島浦村、山梨県南アルプス市、奈良県上牧町、島根県出雲市及び香川県まんのう町の5団体であり、長からの個別外部監査の要求または財政援助団体等に係る個別外部監査の要求により、それぞれ契約を締結した。

③ 個別外部監査契約の内容等（表 1 3）

個別外部監査契約は、主に、個別外部監査人の専門的分野の知識を活用するという趣旨から締結されている。

④ 個別外部監査人の資格（表 1 4）

山梨県南アルプス市、奈良県上牧町及び岡山県瀬戸内市は公認会計士と、新潟県粟島浦村は弁護士と、香川県まんのう町は税理士と、個別外部監査契約をそれぞれ締結した。

⑤ 個別外部監査人補助者の資格等（表 1 5）

個別外部監査人が活用した補助者の総数は11人であり、その内訳は、公認会計士が9名、その他の者が2名である。個別外部監査人一人あたりの平均補助者数は

3. 7人である。

なお、新潟県粟島浦村及び山梨県南アルプス市の個別外部監査人は補助者を活用しなかった。

⑥ 個別外部監査人等の執務日数（表16）

個別外部監査人の平均執務日数は14.8日である。補助者一人あたりの平均執務日数は9.7日である。

⑦ 監査に要する費用（表17）

平成23年度において個別外部監査契約を締結するのに要した平均費用は約242万円である。

なお、個別外部監査人に支払った監査に要する費用が最も高額な団体は奈良県上牧町の約400万円であり、一方、最も低額な団体は、新潟県粟島浦村で約25万円である。

⑧ 監査の結果に関する報告及び意見に対する地方公共団体の評価（表18）

個別外部監査人から提出された監査の結果に関する報告及び意見に対しては、おおむね専門的な見地からの監査が行われたとされ、積極的に評価されている。

⑨ 個別外部監査によることとされなかった事例（表19-1、表19-2）

個別外部監査によることが求められたものについて、個別外部監査契約が締結されなかった事案は、5件（5団体）あり、すべて住民監査請求に係る個別外部監査の請求について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であると監査委員が認めなかったことによるものである。

監査委員が個別外部監査によることを認めなかった主な理由は、特に外部の専門的知見を有する者の監査を必要とするものではないと監査委員が判断したこと等による。

⑩ 監査の結果に関する報告等に基づき措置を講じた場合の効果（表20）

平成22年度の個別外部監査の結果に関する報告等に基づき措置を講じたことにより、区税の徴収事務、指定管理者の選定、図書館サービスの一層の充実等に関して効果があったとされている。